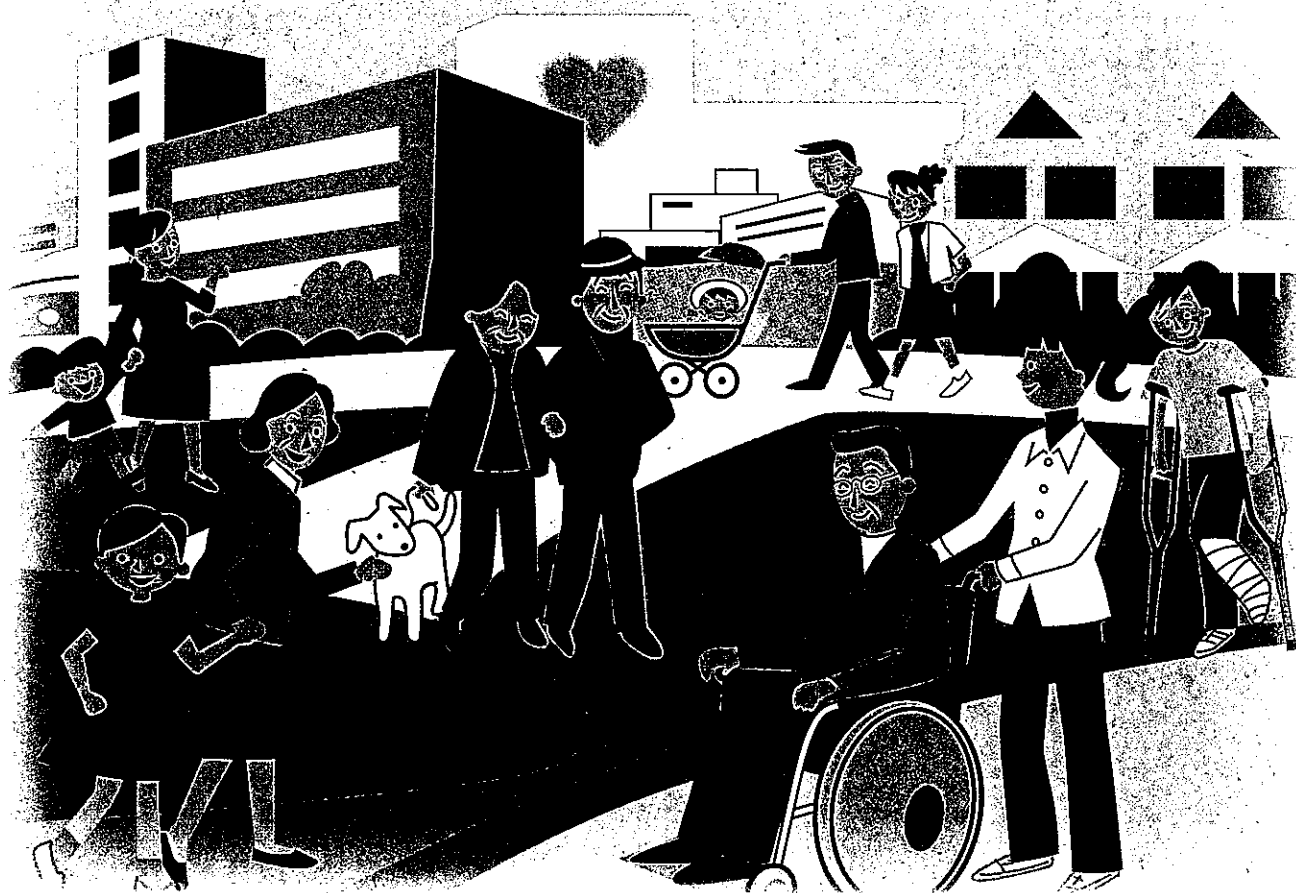


ひとにやさしい まちづくり条例の概要

～ だれもが安心して暮らせる建物をつくるために～



岩 手 県

ひとにやさしいまちづくり条例の概要

目的

私たちの社会には、高齢者、障害者、傷病者や妊産婦など、日常生活や社会生活をおくるうえで、様々な行動上の制限を受ける多くの人たちが、共に暮らしています。

この条例は、それらの方々をはじめとするすべての人々が、個人として尊重され、あらゆる活動に参加する機会が保障される地域社会づくりを目的として、平成8年から施行しています。

なお、平成19年に条例の見直しを行い、平成20年4月1日に施行します。

(手続き及び整備基準関係は7月1日施行)



条例の内容

この条例は主に次の内容を定めています

県が行う取組みの基本的な方針

ひとにやさしいまちづくりを推進するため、次の基本方針を定めています。

- (1) すべての県民がひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、自主的かつ積極的にこれに取り組むよう県民意識の高揚を図ること。
- (2) すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう施設等の整備を図ること。

ひとにやさしいまちづくり推進協議会の設置

ひとにやさしいまちづくりの推進に関して調査審議し、県民の意見を反映させる仕組みとして、ひとにやさしいまちづくり推進協議会を設置します。

「公共的施設」整備促進のための仕組み

○条例改正により平成20年7月1日から施行となります。

だれもが安全・円滑に利用するための「公共的施設」の「整備基準」の策定

多くのひとが利用する施設（公共的施設※1）には、すべてのひとが安全、円滑に利用できるようにするための整備基準（※2）を定めています。

「特定公共的施設」新築等の際の事前協議の義務づけ

これらの施設のうち、特に整備を進めることが必要な施設（特定公共的施設※3）を新築等する際は、事前に行政との協議を行い、よりよい施設整備を進めます。

「特定公共的施設」の建築主に対して県が行う指導・助言等

事前協議の中で、整備基準に基づいて助言、指導又は勧告を行います。また、勧告に従わない場合には公表ができることとしました。

「特定公共的施設」の完了検査の実施

施設完成後には整備基準の適合状況について完了検査を行います。また、協議内容と異なり、かつ整備基準に適合しない場合に勧告、公表ができることとしました。

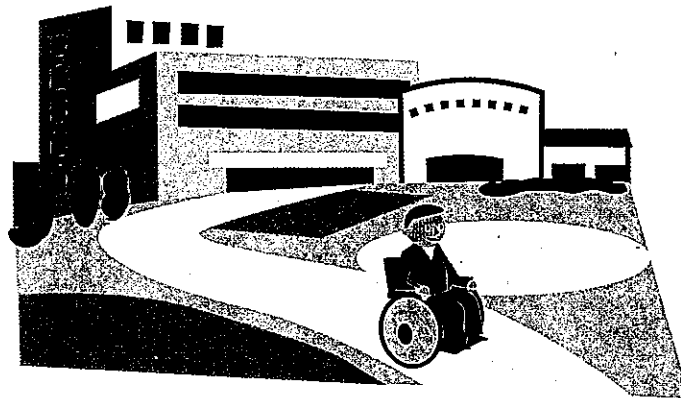
基準に適合した施設への適合証の交付

完了検査の結果、すべての整備基準に適合した施設には、適合証と適合証プレートを交付することで、利用者への情報提供と顕彰を行います。

バリアフリー法に基づく整備基準適合義務建築物の追加

○条例改正により平成20年7月1日から施行となります。

バリアフリー法（※4）に基づく「特別特定建築物」に、「学校」を追加し、医療施設、福祉施設の規模要件を床面積 1,000 m²に引き下げます。



- ※1 公共的施設：不特定多数の者が利用する施設で、県の規則で定めるもの
- ※2 公共的施設整備基準：建築物でバリアフリー化が必要な箇所についての基準（廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、案内設備などの基準）
- ※3 特定公共的施設：公共的施設のうち、特にバリアフリー整備が必要な施設で県の規則で定めるもの（医療施設、商業施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、劇場、映画館等、体育館、集会場、飲食店等、遊技場、駐車場、公園など）
- ※4 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

「公共的施設」整備促進のための仕組み

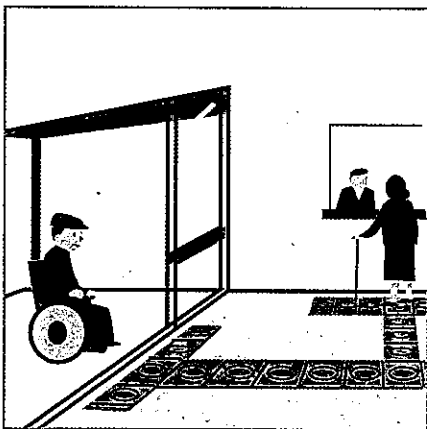
だれもが安全・円滑に利用するための「公共的施設」の「整備基準」

すべての人が安全、円滑に利用できるよう配慮すべき事項として、次の基準を定めています。(整備基準の一部です。)

また、網がけ部分 を平成19年の改正で追加しています。

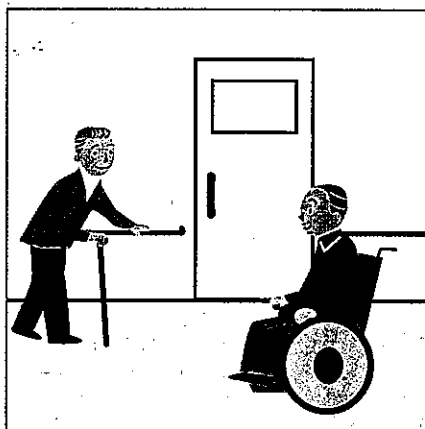
● 出入口

- ・ 出入口の幅80cm以上
- ・ 屋外への出入口には屋根、ひさしなどを設けること



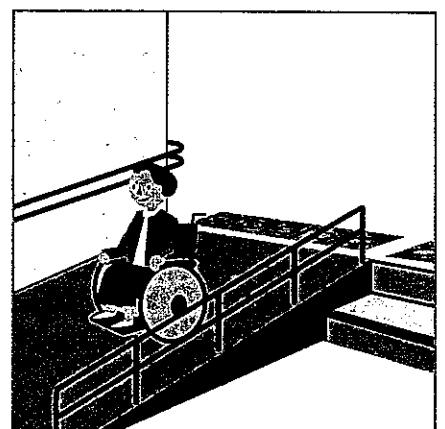
● 廊下

- ・ 廊下の幅120cm以上
- ・ 車いすの回転に支障のない場所を50m以内ごとに設けること



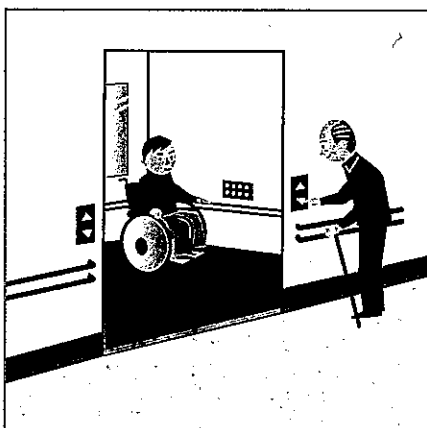
● スロープ

- ・ 勾配1/12以下
- ・ スロープの幅120cm以上
- ・ 上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を設置すること



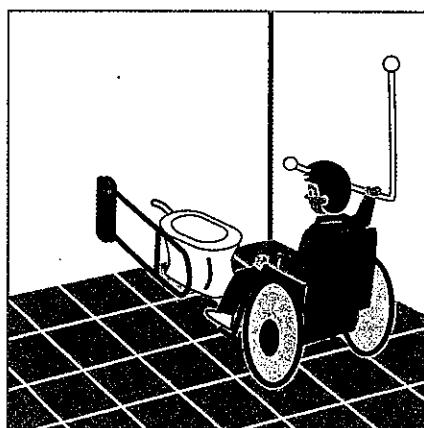
● エレベーター

- ・ 出入口の幅80cm以上
- ・ かごの奥行135cm以上
- ・ かごの幅140cm以上



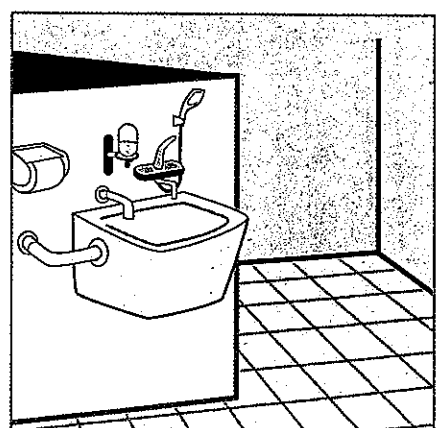
● トイレ

- ・ 車いす使用者用の便房設置
- ・ 出入口の幅80cm以上
- ・ 手洗いには、蹴込みを設けること



● オストメイト、乳幼児イス(トイレ)

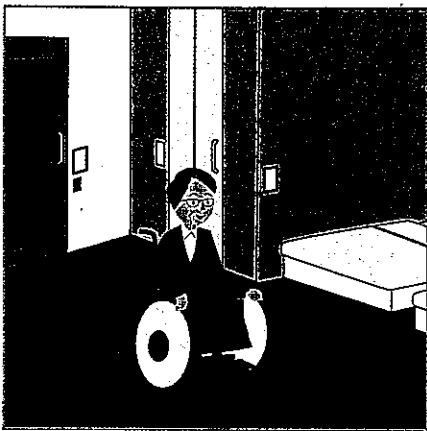
- ・ オストメイト対応便房1以上
- ・ 乳幼児用イス設置1以上



他にも観覧席やカウンター、休憩場所、授乳及びおむつ替えの場所、水のみ場、浴室、現金自動支払機及び券売機などの基準があります。(詳しくは規則(ひとにやさしいまちづくり条例施行規則)を参照してください。)

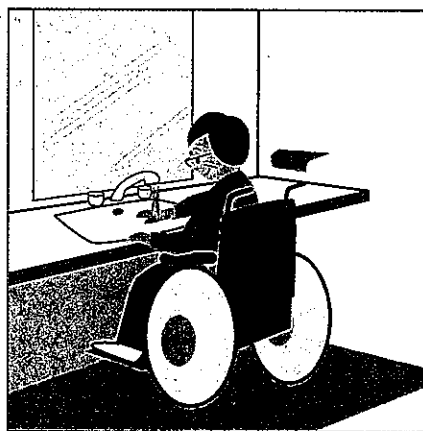
●ホテル等の客室

- ・車いす使用者用客室を1室以上設けること
- ・車いす使用者用便房を設けること



●洗面所

- ・水栓器具を操作が容易なものとする
- ・手洗いには、蹴込みを設けること



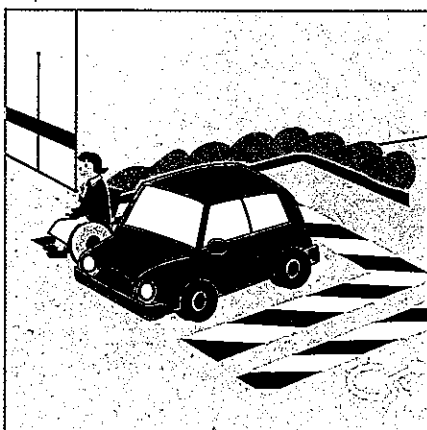
●案内設備

- ・車いす使用者用駐車場、車いす使用者用便房及びエレベーターの位置を表示した案内設備を設置すること



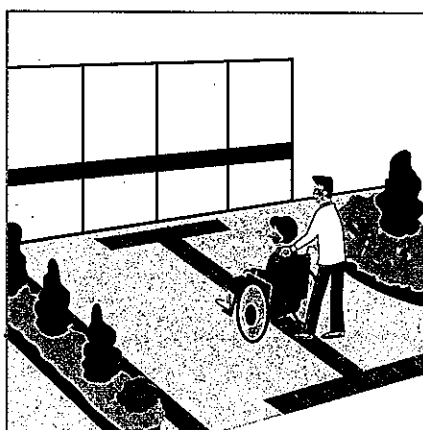
●駐車場

- ・車いす使用者用駐車施設の幅350cm以上
- ・車いす使用者用駐車施設を積雪、落雪等に配慮した位置に設けること



●敷地内の通路

- ・排水溝の溝ふたは車いすのキャスター等が落ち込まないようにすること
- ・通路の幅は120cm以上



●公園等

- ・出入口、園路の幅は120cm以上とすること
- ・スロープの勾配1/12以下



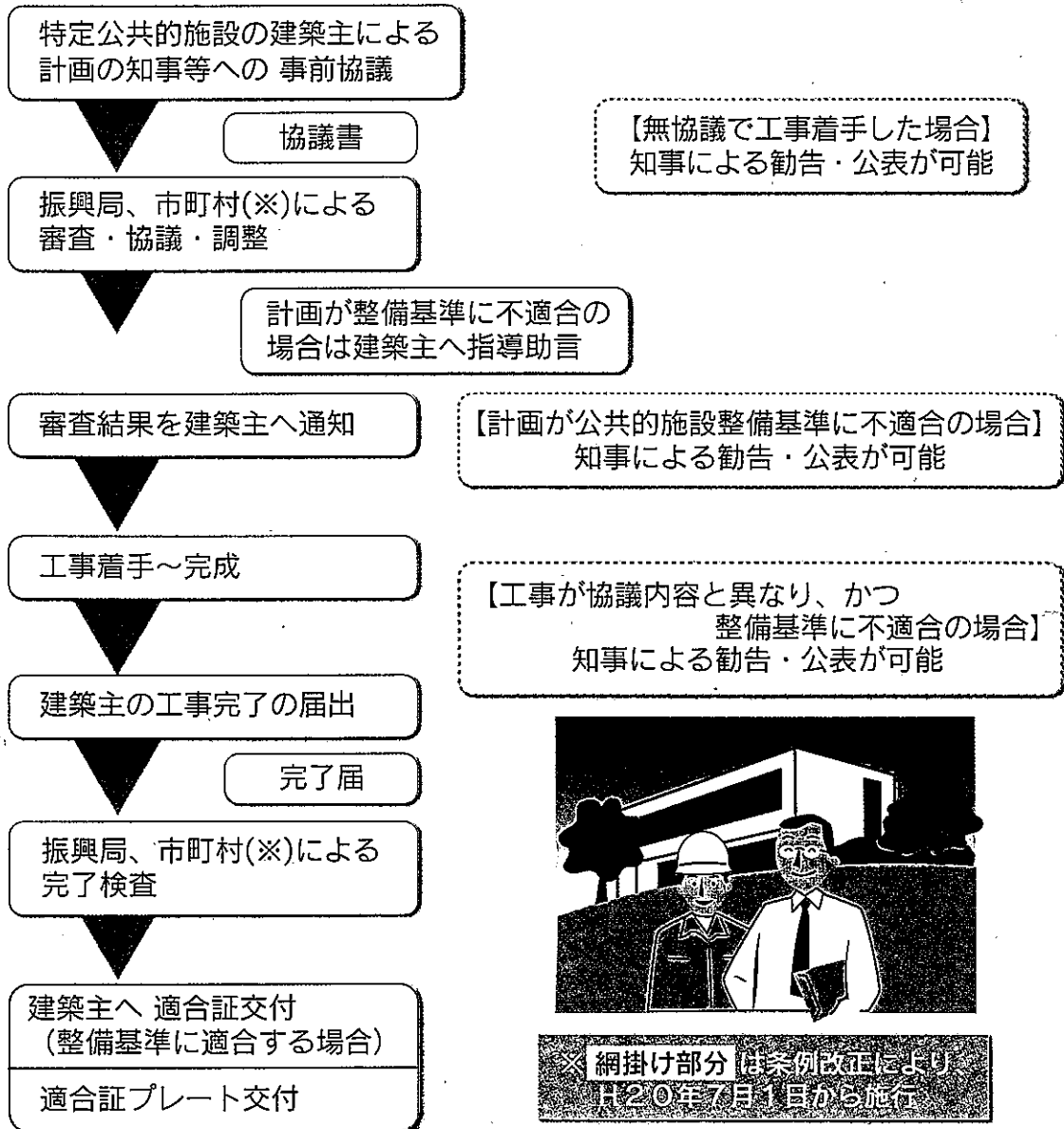
「公共的施設」整備促進のための仕組み

「特定公共的施設」新築等の際の事前協議の義務づけ

「特定公共的施設」の建築主に対して県が行う指導・助言等

「特定公共的施設」の完了検査の実施

特定公共的施設を整備する際の事前協議等の流れ

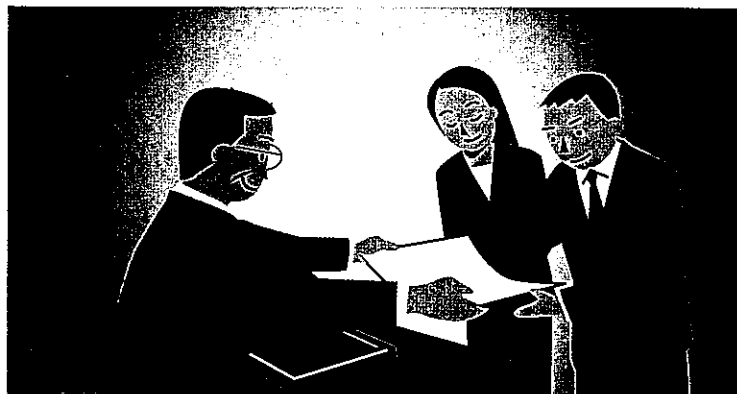


※ 盛岡市は全ての建築物、奥州市、花巻市、一関市、北上市、宮古市、釜石市は小規模建築物のみ、その他は市町村が協議書の経由事務を扱う。

「公共的施設」整備促進のための仕組み

基準に適合した施設への適合証の交付

完了検査の結果、すべての整備基準に適合した施設には、適合証と適合証プレートを交付します。

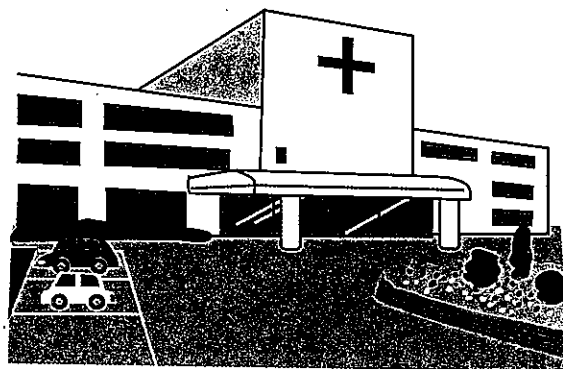
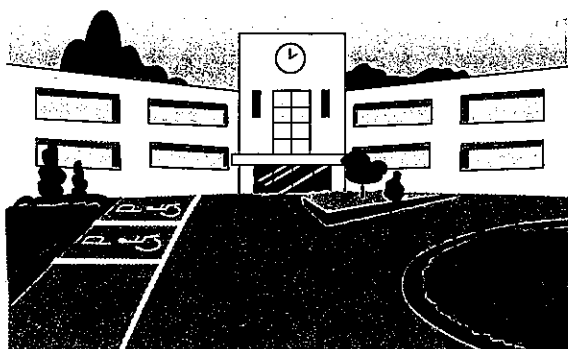


バリアフリー法に基づく整備基準適合義務建築物の追加(H20年7月1日～)

- (1) バリアフリー法では、建築物移動等円滑化基準を定め、
 - ・ 「特別特定建築物」については**建築基準法令としての基準適合義務**、
 - ・ 特別特定建築物以外の「特定建築物」については**努力義務**を課しています。

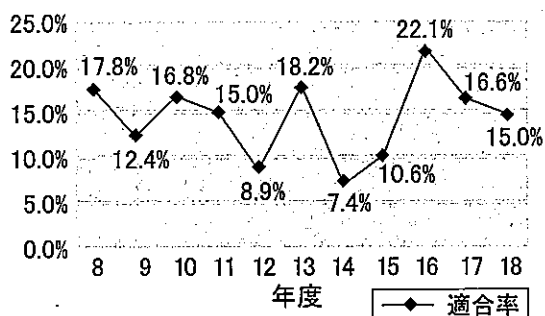
- (2) ひとにやさしいまちづくり条例では
「学校」を特別特定建築物に追加し、
医療施設、福祉施設の規模要件を床面積**1,000㎡以上**に引き下げています。
(改正前2,000㎡以上)

- (3) これにより、「学校」及び「**1,000㎡以上の医療施設、福祉施設**」についても、法の整備基準（エレベーター、オストメイト対応便房、車いす使用者用駐車場の設置など）に**適合して建築することが義務**となります。



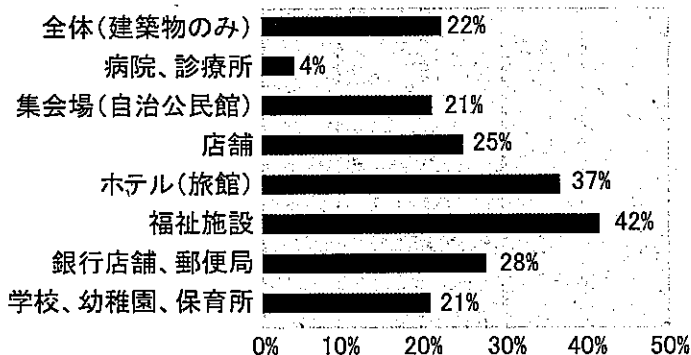
特定公共的施設の整備基準の適合状況

特定公共的施設の整備基準適合率の推移



各年度ごとの対象建築物における、すべての整備基準に適合する建築物の割合（整備基準適合率）は、ばらつきはありますが、概ね15%前後で推移しており、よりいっそうの整備促進が必要です。

施設別の整備基準適合率 平成16年度分調査



建築物の整備基準適合率は22%でした。施設別では「福祉施設」が最も高く、次いで「ホテル(旅館)」、「銀行店舗、郵便局」と続きます。「病院・診療所」が最も低い率でした。

▼お問合せ先は

○ひとにやさしいまちづくり条例全般に関するお問合せ

岩手県保健福祉部地域福祉課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
tel : 019-629-5481
hp : <http://www.pref.iwate.jp/~hp0356/>

○整備基準(建築物)に関するお問合せ

岩手県県土整備部建築住宅課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
tel : 019-629-5937
hp : <http://www.pref.iwate.jp/~hp0608/>

○個別の計画に関するお問合せ

広域振興局、地方振興局等の土木部建築指導課

